

原油価格高騰の影響を受ける 中小運送事業者の経営負担を軽減



久留米市運送業等低燃費タイヤ導入支援補助金

対象者

久留米市内に事業所を有し、事業を実施している中小運送事業者等

補助額

低燃費タイヤ本体の購入経費×補助率

ただし、下表に定める補助上限額までとなります。
R4.4.1～R5.1.31に購入・装着・支払を行ったものとなります。
 補助対象となるタイヤは、市ホームページに掲載しております。

区分	対象車両	補助上限額	補助率
ブリヂストン製 低燃費タイヤ	軽自動車	3,000円/本	1/2
	乗用自動車等	7,500円/本	
	貨物自動車等	15,000円/本	
ブリヂストン製以外 低燃費タイヤ	軽自動車	2,000円/本	1/3
	乗用自動車等	5,000円/本	
	貨物自動車等	10,000円/本	

対象車両

運送事業等の用に供する以下の車両

- ・久留米市内に本店がある対象者が使用する車両
- ・久留米市内に支店、営業所等がある対象者が市内で使用する車両

※使用車両は自動車検査証等で確認します。

対象業種	対象車両
貨物自動車運送事業(トラック等)	事業用車両 (緑・黒ナンバー)
旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)	事業用車両 (緑・黒ナンバー)
自動車運転代行業	随伴用車両

お問合せ先：久留米市 商工観光労働部 商工政策課

裏面もご確認ください

久留米市運送業等低燃費タイヤ導入支援補助金

検索

申請書類や詳しい内容は、市HPをご覧ください。

Tel : 0942-30-9133

Fax : 0942-30-9707

Mail: syoko@city.kurume.lg.jp

市HP



交付までの流れと申請方法

補助対象事業の実施後に補助金の交付申請を行っていただき、市で内容を審査の上、適正であると認められる場合、交付の決定・補助金の入金を行います。

ご不明な点がありましたら事業実施前にご相談ください。



受付期間 **令和5年2月15日（水）まで**（当日消印有効）
期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します

申請方法 **郵送（レターパック、簡易書留）、窓口持参**
〒830-8520
久留米市城南町15-3 久留米市役所商工政策課 宛

必要書類

申請書類の名称	法人	個人
交付申請書兼実績報告書（第1号様式）	○	○
交付対象車両一覧（第2号様式）	○	○
役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）	○	○
市税の滞納なし証明書	○	○
履歴事項全部証明書の写し	○	—
確定申告書の写し	—	○
本人確認書類の写し	—	○
運送業等の許認可証等の写し	○	○
対象車両の自動車検査証の写し	○	○
支出・購入、装着の事実が確認できる書類	○	○
振込先口座がわかるもの	○	○
運転代行業保険又は共済証書の写し	○代行業のみ	○代行業のみ

※審査の状況に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
※申請書等は、市のホームページ（表面参照）からダウンロードできます。

申請にあたっての留意事項

- 補助対象となる経費は、低燃費タイヤ本体の購入経費です。装着に係る費用（取付費）や、タイヤ処分費用等は補助対象外です。
- 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに支払・装着した低燃費タイヤが対象です。クレジットカードによる支払いの場合は、銀行口座からの引落しが令和5年1月31日までに行われる必要があります。
- 証拠資料等で支払金額など必要事項が確認できない場合は対象外となります。
- 申請者自身の製品、サービス等による経費、低燃費性能等の効果が不明確なもの、消費税及び地方消費税相当額は対象外です。
- 国や他の地方公共団体等から助成を受ける補助対象経費は対象外となります。
- **その他、申請にあたっては、要綱、申請の手引きをよくご確認ください。**